

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、基本的なコーポレート・ガバナンス体制として、「監査役会設置会社」制度を採用しており、経営方針等の最重要事項に関する意思決定機関および監督機関としての「取締役会」、業務執行機関としての「代表取締役」、監査機関としての「監査役会」を設置しています。また、独立性の高い複数の社外取締役を選任し、取締役会の業務執行に関する監督機能を強化するとともに、株主による選任の機会を増やすことで、取締役の責任をより明確にして経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役の任期を法定の2年から1年に短縮しています。この機関構造を基本とした上で、業務執行機能を強化するため「執行役員」制度、および意思決定機能を強化するため「経営執行会議」を設けています。また、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、任意の委員会である「指名委員会」「報酬委員会」「特別委員会」を設置しています。

当社は、企業活動に関する基本原則として「パイオニアグループ規程」を制定しています。「パイオニアグループ規程」は、良き企業市民として社会から信用と尊敬を得ることを目指した「パイオニアグループ企業行動憲章」を頂点として、当社グループの役員および従業員が業務における判断や行動の基準として遵守すべき事項を具体的に定めた「パイオニアグループ行動規範」、およびグループ各社の責任と権限の範囲やコンプライアンスルールなどに関する諸規程で構成されており、パイオニアグループ全ての役員・従業員は常時閲覧でき、周知が図られています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シャープ株式会社	30,000,000	9.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,531,300	8.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,013,100	6.23
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウ	19,992,284	6.22
本田技研工業株式会社	14,700,000	4.57
三菱電機株式会社	7,530,000	2.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,490,793	2.02
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ジェイピーアールディアイエスジ ー エフイーーエイシー	4,273,900	1.33
パイオニア従業員持株会	4,093,026	1.27
ノーザントラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブアカウント プリティッシュ クライアント	4,092,800	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

#### 補足説明 更新

・「2. 資本構成」の記載は、2011年9月30日現在のものです。  
 ・当社は、自己株式を5,023,773株所有していますが、【大株主の状況】には含めていません。  
 ・【大株主の状況】の「割合(%)」は、同日現在の発行済株式総数(326,093,836株)から自己株式数を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満
-------------------	-------------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に規定する事項について、取締役会の決議による旨の定めを定款に置いていません。一方、当社は、取締役会の決議により会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨の定めを定款に置いています。従って、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。なお、2012年3月期の中間配当(基準日:2011年9月30日)については、遺憾ながら引き続き無配とさせていただきました。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大泉隆史	弁護士				○					
谷関政廣	他の会社の出身者									

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大泉隆史	○	総合警備保障株式会社 社外取締役を兼任しています。	<p>大泉隆史氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外取締役として引き続き経営上の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えています。また、同氏は業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。</p> <p>【独立役員として指定した理由】 大泉隆史氏は弁護士ですが、現在および過去において、同氏は当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けたことはなく、また、同氏の所属する弘中総合法律事務所に所属する他の弁護士が法律助言等への対価として当社から受けた報酬等についても、経済的に同事務所が当社に依存する金額ではないことから、「多額の金銭その他の財産」に該当しないと判断しています。従って、独立役員の独立性に影響を及ぼし得るとして東京証券取引所が規定する判断基準のいずれについても該当するものはなく、かつ、実態に照らしても、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受け</p>

			得る状況にはありません。以上のことから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。
谷関政廣	○	——	<p>谷関政廣氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外取締役として引き続き経営上の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えています。</p> <p>【独立役員として指定した理由】  谷関政廣氏は、現在および過去において、当社から社外取締役としての報酬以外に報酬等を受けたことはありません。従って、独立役員の独立性に影響を及ぼし得るとして東京証券取引所が規定する判断基準のいずれについても該当するものはなく、かつ、実態に照らしても、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受け得る状況にはありません。以上のことから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。</p>

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間で、2011年3月期は10回会合が行われ、監査報告とともに、監査計画および監査実施状況について話し合いが持たれました。  
また、監査役と内部監査部門である監査部との間で、2011年3月期は9回会合が行われ、監査体制、監査計画、監査実施状況などについて情報交換を行いました。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
錦戸景一	弁護士				○						
井上寅喜	公認会計士					○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			錦戸景一氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外監査役として引き続き経営上の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えて

錦戸景一	○	サイボー株式会社 社外監査役を兼任しています。	<p>います。また、同氏は業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。</p> <p>【独立役員として指定した理由】          錦戸景一氏は弁護士ですが、現在および過去において、同氏は当社から社外監査役としての報酬以外に報酬等を受けたことはありません。従って、独立役員の独立性に影響を及ぼし得るとして東京証券取引所が規定する判断基準のいずれについても該当するものはなく、かつ、実態に照らしても、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受け得る状況にはありません。以上のことから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。</p>
井上寅喜	○	株式会社アカウンティング アドバイザリ 代表取締役社長を務めています。	<p>井上寅喜氏は、財務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、客観的な視点から、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えています。</p> <p>【独立役員として指定した理由】          井上寅喜氏は公認会計士ですが、現在および過去において、当社から報酬等を受けたことはありません。従って、独立役員の独立性に影響を及ぼし得るとして東京証券取引所が規定する判断基準のいずれについても該当するものはなく、かつ、実態に照らしても、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受け得る状況にはありません。以上のことから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、同氏を独立役員として指定しました。</p>

### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項
なし

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
取締役および執行役員の報酬に全社業績および部門業績が反映される報酬制度を採用しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
--------------

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

2011年3月期に係る取締役および監査役の報酬等の額は、次のとおりです。

取締役11名 291百万円

監査役4名 55百万円

(注)1.上記には、2010年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2.上記のうち、社外取締役および社外監査役に対する報酬等の額は、5名38百万円です。

また、2011年3月期において取締役および監査役に支給した退職慰労金はありません。

なお、当社の取締役および監査役のうち、報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員の報酬・処遇に関する方針・制度および個別の評価・報酬額に関する事項を審議する「報酬委員会」を設置しております。

取締役の報酬等については、「報酬委員会」で確認された以下の「役員報酬制度の考え方に関する方針」に従い、適正に決定されております。

- ・役員処遇(報酬・賞与等のいわゆる報酬制度)は、株主の利益と相反しないものであること
- ・報酬等の水準は、連結業績(実績および見通し)に照らして矛盾のないものであること
- ・個々の報酬等は「役割・責任」に対応し、かつ担当業務(執行責任業務)の「成果・業績・貢献度」が適切に反映される制度であること

なお、取締役および監査役の報酬等の額は、平成10年6月26日開催の定時株主総会において承認された報酬額の範囲内(取締役につき年額9億円以内、監査役につき年額1億円以内)で、取締役については「報酬委員会」の審議結果に基づき取締役社長により決定されております。また、監査役については監査役の協議により適正に決定されております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートは、取締役会事務局である総務部が行っています。サポート内容は、取締役会開催の案内、議案の事前説明、議事録の送付などです。

社外監査役のサポートは、主として常勤監査役および監査役会専任事務局である監査役付スタッフがを行っています。サポート内容は、監査役会開催の案内、議案の事前説明、議事録の送付などです。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、独立性の高い社外取締役を2名選任し、経営執行の監視を強化しています。これらの社外取締役はいずれも独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ています。2011年3月期においては、取締役会は8回開催しました。

また、迅速な業務執行と責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しており、2011年6月29日現在、10名選任しています。

経営上の意思決定の透明性を確保するため設けている経営執行会議は、取締役および執行役員の中から取締役会が指名したメンバーで構成され、原則として週1回開催しています。経営執行会議は、取締役会の監督の下、事業推進上の重要課題、投資案件やグループ再編、グループ全体の経営戦略、中長期方針等の議題について十分な議論を行い、決定します。また、取締役会が決定権を持つと定められた事項の場合は、取締役会への答申を行うこととしています。2011年3月期においては、35回開催して約160件の案件を審議しており、取締役会を補完する経営上の意思決定プロセスとして機能しています。

取締役会の諮問機関としての任意の三委員会のうち、「指名委員会」は、取締役の選任・解任に関する事項、執行役員の選任・解任および昇格・降格に関する事項、監査役の選任に関する事項を審議し、「報酬委員会」は、取締役・執行役員の報酬・処遇に関する方針・制度および個別の評価・報酬額に関する事項を審議します。「特別委員会」は、企業買収等の企業価値に重大な影響を及ぼす事態が発生した時、あるいは発生するおそれがある時に、対応策を合法性、合理性、妥当性の各視点から審議します。

「指名委員会」および「報酬委員会」は、取締役の中から取締役会決議により選任され、社外取締役が半数以上を占める3名以上5名以内の委員で構成し、社外取締役が委員長となります。また、「特別委員会」は、取締役会決議により選任され、社外取締役および社外監査役(監査役会が同意した場合に限る)が半数以上を占める5名以上7名以内の委員で構成し、社外取締役が委員長となります。

取締役会では、これら三委員会の報告および提案内容を十分に尊重して審議を行います。

2011年6月29日現在における各委員会の構成は次のとおりです。

## 【指名委員会】

委員長 社外取締役 谷関政廣  
委員 取締役社長 小谷 進  
社外取締役 大泉隆史

## 【報酬委員会】

委員長 社外取締役 大泉隆史  
委員 取締役社長 小谷 進  
社外取締役 谷関政廣

## 【特別委員会】

委員長 社外取締役 大泉隆史  
委員 取締役社長 小谷 進  
専務取締役 岡安秀喜  
社外取締役 谷関政廣  
社外監査役 錦戸景一

当社は、独立性の高い社外監査役を2名選任しており、これらの社外監査役はいずれも独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ています。また、社外監査役井上真喜は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。2011年3月期においては、監査役会は14回開催しました。

さらに、監査役の職務を補助するため、監査役会の下に専任事務局を置いており、その専任事務局員の任命、異動等については監査役会と事前協議を行っています。

また、当社はグループ全体の内部統制システムの構築・運営を推進する「内部統制委員会」を設置していますが、この委員長は代表取締役が務めており、社外取締役による監視や監査役監査と併せ、取締役および執行役員による業務執行の適正の確保を図っています。

当社は、監査役会に報告された監査計画に基づき、有限責任監査法人トーマツによる会計監査(会社法監査、金融商品取引法監査、英文連結財務諸表監査)および内部統制監査を受けています。

2011年3月期に係る会計監査業務および内部統制監査を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する、原田誠司氏、築出喜和氏、安藤 武氏の3名です。これら3名の公認会計士の継続監査年数は、全員7年以内となっています。また、会計監査業務の補助者は、同監査法人に所属する公認会計士8名、会計士補等6名、その他5名で構成されています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、前述のとおり、「監査役会設置会社」制度を採用した上で、独立性の高い複数の社外取締役を選任して取締役会における監督機能を強化しているほか、執行役員制度や経営執行会議の導入により、業務執行機能や意思決定機能の強化を図っています。また、任意の委員会としての「指名委員会」「報酬委員会」「特別委員会」により、経営の透明性を高めています。

当社は、企業価値を向上する上でコーポレート・ガバナンスの強化は極めて重要であると認識しており、現在の当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると評価しています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目処として招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	より開かれた株主総会を目指し、2008年6月定時株主総会から、集中日を回避して開催しています。(なお、2011年6月定時株主総会については、東日本大震災およびこれに伴う計画停電のため、情報開示業務の進捗に影響が出ることも想定されたことから、実質的な最終期日である6月29日(集中日)に開催しました。)
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使(パソコン・携帯電話)を実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	総会招集通知は和英ともに当社ホームページへの掲載を行っています。
その他	株主総会のビジュアル化、会場における製品展示、株主総会概要(和英)の当社ホームページへの掲載、議決権行使促進活動などを行っています。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に関する基本姿勢等を定め、当社ホームページで和文・英文ともに公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を四半期ごとに決算発表当日に開催しています。また、企業説明会を適宜開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年2回程度の海外投資家訪問を行っており、また、随時、現地との電話会議によるインタビュー等を受けています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料は、原則として、全て和文・英文の双方で作成し、発表・発行の当日に当社ホームページに掲載することとしています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部IR課	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	パイオニアグループの全ての役員・従業員と、社内外のステークホルダーとのあり方について、「パイオニアグループ企業行動憲章」および「パイオニアグループ行動規範」の中で規定しており、当社ホームページで公開しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	パイオニアグループが行う環境保護活動や社会貢献活動について基本となる事項を明らかにした「環境保護基本規程」・「パイオニアグループ社会貢献活動指針」を制定しています。社内に「社会環境推進室」・「CSR推進室」等の専任担当部門を設置しています。「パイオニアグループ企業行動報告書」を作成し、当社ホームページでも公開しています。具体的な環境保護活動やCSR活動の内容については、当社ホームページで公開しているほか、株主・投資家向けの報告書・アニュアルレポート等でも随時紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「パイオニアグループ企業行動憲章」に定めた「情報の適正な開示」を確実に実行するため、「情報開示基本規程」を制定しています。また、この基本規程に基づき「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、当社ホームページで公開しています。
その他	金融商品取引法等の法令や証券取引所の規則の趣旨に則り、パイオニアグループの全ての役員・従業員、その他の従業者を対象として、インサイダー取引の防止および情報の適切な管理のため、「内部者取引防止基本規程」および「インサイダー取引防止ガイドライン」を制定し、適切な運用を図っています。

「人間尊重にもとづいた企業活動」を目指すことを定めた「パイオニアグループ企業行動憲章」の精神に則り、「人事管理基本規程」を制定しています。

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制については、次のとおり整備しています。

### 〔基本方針〕

バイオニアグループでは、企業理念「より多くの人と、感動を」を共有するために、「企業ビジョン体系」を定め、これを実現するための根本規則として「バイオニアグループ企業行動憲章」を定めています。

この「バイオニアグループ企業行動憲章」に沿って、当社グループに働く者が遵守すべき事項として「バイオニアグループ行動規範」を定め、当社グループの役員および従業員は、この行動規範を基に、企業の社会的責任を深く自覚し、自らの職責に従って誠実に行動することとしています。

バイオニアグループの全てが遵守すべき基本的な事項を定めた共通のルールブックとして、「バイオニアグループ企業行動憲章」を頂点とする「バイオニアグループ規程」を広く定め、これに基づいて連結ベースでの経営管理体制の確立を図ります。

### (1) 取締役および使用人の職務執行の法令・定款適合性を確保するための体制

経営方針等の最重要事項に関する意思決定機関および監督機関としての取締役会、業務執行機関としての代表取締役、監査機関としての監査役会という経営機関制度により、取締役の職務執行の法令および定款への適合性を確保しています。また、独立性の高い複数の社外取締役を選任することにより、取締役会の業務執行に関する監督機能を強化しています。

コンプライアンスに関しては、「バイオニアグループ企業行動憲章」および「バイオニアグループ行動規範」を、当社グループの役員および従業員の業務における判断・行動の基準としています。また、当社グループの役員および従業員の法令遵守、ならびに「バイオニアグループ行動規範」の徹底を図るため、「ビジネス・エシックス基本規程」に基づき、社外取締役を委員長とする「ビジネス・エシックス委員会」を設置しています。また、通常の報告経路から独立した社内通報制度として「ビジネス・エシックス・ホットライン」を設け、「バイオニアグループ行動規範」に反する行為に関しては、これによる通報に真摯に対応しています。「ビジネス・エシックス・ホットライン」による通報は、「ビジネス・エシックス委員会」と監査役に同時に報告される制度とし、適切な運営を図っています。

「連結内部監査基本規程」に基づき、内部監査部門である監査部が業務運営の状況を監査し、合法性および社内規則の遵守状況を確認しています。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に関する方針に関しては、「バイオニアグループ企業行動憲章」で定めている、社会的正義を尊重した公正な企業活動を推進するという精神に則り、「バイオニアグループ行動規範」において、組織的かつ毅然とした対応を行うこととしています。反社会的勢力への対応を統括する部門を定め、外部専門機関との連携や、当社グループにおける情報の共有、対応に関する指導、連絡の徹底など社内体制の整備を行っています。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報については、「情報セキュリティ管理基本規程」等の社内規程に基づき、適切に管理しています。また、これらの情報の保存・管理状況については、監査部が定期的に確認しています。

取締役会の議事については、法令に従い取締役会議事録を作成し、10年間本店に備え置いています。

また、取締役会の意思決定機能を強化するため、後述のとおり「経営執行会議」を設置していますが、その議事については議事録を作成し、取締役会議事録に準じ10年間保管しています。

経営情報の適切な開示と財務報告の適正性の確保に関しては、「情報開示基本規程」および「連結決算基本規程」を定め、情報管理体制の強化を図っています。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために、「内部統制システム基本規程」に基づき、当社代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図っています。重要なリスクについては、「バイオニアグループ規程」の中で対応方針を定め、組織的な管理を行っています。

また、危機発生時における適切な対応を図るため「危機管理基本規程」を定めています。これに基づき、当社代表取締役を委員長とする「EM委員会」を常設の組織として置き、危機管理に関する教育・啓発を行うとともに、当社グループの組織毎に担当責任者を配置して、危機発生時における対応と事態解決を行っています。危機管理における当社グループ各組織の役割および危機発生に対する対応手順等については、「危機管理マニュアル」において定めています。

グループ各社における重要事項の意思決定については、「グループ会社権限基本規程」に基づき、権限と責任の所在および承認の手段を明確化し、損失の未然防止を図っています。

「連結内部監査基本規程」に基づき、監査部がグループ各社について組織毎に、リスク管理状況および危機発生時における対策の確認を行っています。

### (4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

当社は、「執行役員制度」および取締役・執行役員への委嘱業務の明確化により、権限委譲による事業運営の迅速化とともに、経営責任の所在を明らかにすることを目指しています。

取締役会の意思決定機能を強化するため、取締役および執行役員の中から取締役会が指名したメンバーで構成される「経営執行会議」を、原則として週1回開催しています。グループ全体の重要な経営課題に関しては、「経営執行会議」で十分な議論を行い、これらを決定し、あるいは取締役会が決定権を持つと定めた事項の場合は、取締役会への答申を行うこととしています。

また、「グループ会社権限基本規程」により、グループ各社における重要事項の意思決定につき、権限と責任の所在および承認の手段を明確化することで、当社取締役会の意思決定の迅速化および職務執行の効率化を図っています。

さらに、株主による選任の機会を増やすことで、取締役の責任をより明確にして経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役の任期を法定の2年から1年に短縮しているほか、各役員の仕事執行の効率性向上を促すため、単年度計画の達成度等によって部門毎に業績を評価する制度を導入しています。

### (5) 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

「バイオニアグループ企業行動憲章」および「バイオニアグループ行動規範」を、当社グループの役員および従業員の業務における判断・行動の基準としています。また、バイオニアグループの全てが遵守すべき基本的な事項を定めた共通のルールブックとして、「バイオニアグループ規程」を広く定め、これに基づいて当社グループ全体の業務の適正化を図っています。

グループ各社における重要事項に関しては、「グループ会社権限基本規程」に基づき「経営執行会議」で十分な議論を経て決定することとし、権限と責任の所在を明確にした上で、意思決定の迅速化ならびにグループ全体の業務の適正化および効率化を図っています。

当社グループ全体にわたる内部監査の実施については、「連結内部監査基本規程」に基づき、監査部が統括しています。

また、当社グループの各監査役が出席する「グループ監査役会」を定期的に開催する等、各監査役間の情報交換を行い、当社グループ全体における業務の適正確保と監査の実効性確保が図られています。

### (6) 監査役補助使用人およびその独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会の下に専任事務局を置いています。また、その専任事務局員の任命、異動等については監査役会と事前協議を行っています。

### (7) 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて取締役および使用人から随時報告を求め、その職務の執行状況を確認しています。また、当社「会議体規程」に定める全社会議等の重要な会議には、監査役が出席する体制としています。

経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が定めた「監査役監査基準」に則り、監査役会がその都度報告を受ける体制を確保しています。財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受けています。

### (8) その他、監査役による監査の実効性を確保するための体制

「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、監査役の職務分担、代表取締役との定期的な会合、監査部および会計監査人からの定期的な説明および報告の機会を確保しています。また、監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを求めることとしています。

(注)「パイオニアグループ規程」とは、パイオニアグループ全体の経営に関する基本的な事項を定めた規程類を総称するものであり、パイオニアグループ企業行動憲章、パイオニアグループ行動規範、ビジネス・エシックス基本規程、連結内部監査基本規程、情報セキュリティ管理基本規程、情報開示基本規程、連結決算基本規程、内部統制システム基本規程、危機管理基本規程、グループ会社権限基本規程などが含まれています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「1. (1)取締役および使用人の職務執行の法令・定款適合性を確保するための体制」に記載のとおりです。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に関する社内体制の状況は、次のとおりです。

#### (1) 情報開示についての基本的な考え方

「パイオニアグループ企業行動憲章」においては、「私たちは、情報の適正な開示につとめます」と規定しており、また、「パイオニアグループ行動規範」では、(1)健全で透明性のある企業経営に努めることで、株主や投資家に信頼される企業であり続けること、(2)法令等を遵守して企業情報の適時適切な開示に努めること、(3)インサイダー取引を行わないことなどを規範項目として挙げています。これらの規程は、当社ホームページで公開しています。

「パイオニアグループ規程」ではまた、「情報開示基本規程」および同規程に則り制定した「ディスクロージャー・ポリシー」において、(1)株主・投資家をはじめ、顧客、取引先、マスコミ、地域社会など全ての利害関係者に対して適時適正な情報開示を行うこと、(2)法令・公的規則に基づく情報開示を行うのみならず、当社グループの企業理解や投資判断に有用と考えられる情報についても積極的かつ公正に開示することを定めています。「ディスクロージャー・ポリシー」は、当社ホームページで公開しています。

さらに、「内部者取引防止基本規程」および「インサイダー取引防止ガイドライン」を制定し、インサイダー取引の未然防止とともに、会社情報の適切な管理を図っています。また、「危機管理基本規程」および「危機管理マニュアル」を制定し、平常時および危機発生時における適切な対応を図っており、人命の尊重、法と倫理の遵守等に加え、積極的な情報開示に努めることを定めています。

以上のとおり、様々な視点から情報管理を行うこととし、適切な情報開示に注力しています。

#### (2) 適時開示に係る体制および業務プロセス

適時開示に係る基幹体制としては、パイオニアグループに係る重要事実のうち、取締役会および経営執行会議における「重要な決定事実」、ならびに「決算情報」については、社長および証券取引所上場規則に基づいて選任された情報取扱責任者(代表取締役)の指示の下、コーポレートコミュニケーション部が適時適切な開示を実施しています。また、「重要な発生事実」については、社長に集約された上で、社長および情報取扱責任者の指示により、コーポレートコミュニケーション部が適時適切な開示を実施しています。

また、この基幹体制を補完する仕組みおよび業務プロセスは、次のとおりです。

- ・当社は、グローバルに事業展開していることや、外国人持株比率が高いことから、公平性の観点から、情報開示においては、可能な限り全て日本語と英語の双方で行っています。
- ・インターネットは新聞・テレビ等のマスメディアと並ぶ重要な情報源であると捉え、当社ホームページ上に「投資家情報」サイトを設けており、決算情報や企業説明会等の各種適時開示情報の掲載に加え、アニュアルレポート、株主向け報告書、株主総会の概要や有価証券報告書等を速やかに掲載し、積極的かつ公平な情報開示に努めています。
- ・情報開示業務においては、経営戦略部、総務部、経理部、コーポレートコミュニケーション部等が連携し、内容の適正性・網羅性を確保しています。
- ・経営上の意思決定に係る情報や決算情報については、開示内容の適法性・正確性・妥当性を確保するため、適宜、弁護士のリビューを受けています。
- ・決算発表においては、メディア発表に加え、証券アナリスト等向けの決算説明会を開いています。
- ・決算情報については、特に適切かつ厳格な管理を行うため、原則として、四半期毎の決算期日の翌日から決算発表までを「沈黙期間」とし、投資判断に影響を与える可能性のある、決算および業績見通しに関するコメントは行わないこととしています。ただし、当該期間中であっても、すでに開示した業績予想等から大きく乖離する見込みとなった場合には、必要な情報を公表します。
- ・適時開示と表裏一体をなす内部者取引防止に関しては、「内部者取引防止基本規程」に基づき、会社情報の適切な管理のため、コーポレートコミュニケーション部担当役員を委員長とし、経営戦略部、法務部、総務部およびコーポレートコミュニケーション部の各部門長で構成される「情報管理委員会」を設置し、グループ全体で重要事実の迅速な収集を図っています。重要事実となる可能性のある事実がある場合、関係法令や証券取引所上場規則に基づき、情報管理委員長が必要に応じパイオニアグループの役員・従業員に対して、当該事実が公表されるまでの当社株式の売買禁止および情報の漏洩防止の徹底を連絡するほか、特に重要事実に触れやすい部門に対しては、当社株式の売買の事前届出を義務づけるなど、適切な対応に努めています。また、決算情報については、重要性に鑑み、四半期毎の決算期日の翌日から決算発表までの期間は、当社およびグループ会社の役員・従業員による当社株式の売買を全面的に禁止しています。

コーポレート・ガバナンス体制(2011年6月29日現在)

